

## 蕨市公共下水道事業経営戦略

団 体 名 : 埼玉県蕨市

事 業 名 : 蕨市公共下水道事業

策 定 日 : 令和 3 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 2 年度 ~ 令和 11 年度

## 1. 事業概要

## (1) 事業の現況

## ① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	昭和52年度 (供用開始後43年 令和2年度 時点)	法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	法適 令和2年4月1日より地方公営企業 法を適用(一部適用)
処理区域内人口密度	人 口 : 72,703人 面 積 : 477.72ha 人口密度 : 152.187人/ha	流域下水道等への 接 続 の 有 無	有り (荒川左岸南部流域下水道に接続)
処 理 区 数	2処理分区(南部第14処理分区、南部第11-1処理分区)		
処 理 場 数	荒川左岸南部流域下水道に接続しているため、処理場はありません。		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	【広域化】昭和52年の処理開始時点から荒川左岸南部流域下水道に接続し、埼玉県および流域関連五市(さいたま市、川口市、上尾市、戸田市、蕨市)による事業を実施しています。 【共同化】下水道使用料徴収事務を蕨市水道事業に委託し、水道料金の徴収と併せて実施することで、経費の削減を図っています。		

\*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。

「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。

「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

## ② 使用料

使用料体系の 概要・考え方	用途	概要・考え方	
	一般汚水	使用水量に応じた従量料金を設定しており、使用水量が多いほど単価が高くなる累進的な使用料体系を採用しています。	
	公衆浴場汚水	使用水量に応じた従量料金を設定しており、使用料の単価は使用水量に関わらず一定となる使用料体系を採用しています。	
		令和2年4月1日現在	
	区分	排除汚水量	使用料金(税抜)
	一般汚水	10m <sup>3</sup> まで	610円
		10m <sup>3</sup> を超え20m <sup>3</sup> まで	1m <sup>3</sup> につき 58円
		20m <sup>3</sup> を超え50m <sup>3</sup> まで	1m <sup>3</sup> につき 70円
		50m <sup>3</sup> を超え100m <sup>3</sup> まで	1m <sup>3</sup> につき 90円
		100m <sup>3</sup> を超え200m <sup>3</sup> まで	1m <sup>3</sup> につき 125円
		200m <sup>3</sup> を超え500m <sup>3</sup> まで	1m <sup>3</sup> につき 150円
		500m <sup>3</sup> を超え1,000m <sup>3</sup> まで	1m <sup>3</sup> につき 165円
		1,000m <sup>3</sup> を超えるもの	1m <sup>3</sup> につき 190円
	公衆浴場汚水	1m <sup>3</sup> につき	30円
業務用使用料体系の 概要・考え方	一般汚水と同じ料金体系を採用し、業務用専用の料金体系は採用していません。		
条例上の使用料*2 (20m <sup>3</sup> あたり) ※過去3年度分を記載	平成29年度	1,285円(税込)	実質的な使用料*3 (20m <sup>3</sup> あたり) ※過去3年度分を記載
	平成30年度	1,285円(税込)	
	令和元年度	1,309円(税込)	
	平成29年度	1,692円(税込)	
	平成30年度	1,703円(税込)	
	令和元年度	1,728円(税込)	

\*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m<sup>3</sup>あたりの使用料をいう。\*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m<sup>3</sup>を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職員数	令和2年度 職員数 10名								
		課長	課長補佐	係長	主査	技術主査	主事	技師	計
	課長・課長補佐	1							1
	業務係			1	2				3
	工事係			1		2			3
維持管理係			1		1		1	3	
計	1	0	3	2	3	0	1	10	

事業運営組織	都市整備部	下水道課	業務係	公共下水道事業に係る財政計画及び資産計画、予算の編成及び決算の調製、固定資産の取得・処分及び管理、企業債及び一時借入金、受益者負担金の賦課調定及び徴収、下水道使用料、下水道の普及促進、下水道排水設備指定工事店及び下水道排水設備工事責任技術者の登録、下水道排水設備の工事に関すること。
			工事係	下水道の計画及び認可申請、下水道工事の設計・実施及び監督、公共樹の設置に関すること。
			維持管理係	下水道施設の維持管理、水質の保全及び除害施設、流域下水道への下水の排除に関すること。

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	<ul style="list-style-type: none"> <li>下水道使用料の徴収事務を水道料金と合わせて民間に委託しています。</li> <li>ポンプ場の維持管理を民間に委託しています。</li> </ul>
	イ 指定管理者制度	該当事項はありません。
	ウ PPP・PFI	該当事項はありません。
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	該当事項はありません。
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	該当事項はありません。

\*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。  
\*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について(公営企業三課室長通知)」による経営比較分析表)を添付すること。

令和元年度決算における経営比較分析表によると、経費回収率は100%を下回っており、汚水処理に係る費用が下水道使用料以外により賄われている状態です。一方、人口密度が高いこともあり、汚水処理原価は全国平均値より低く、効率的な汚水処理が実施されていると考えられますが、今後は施設の老朽化への対応に備え、より一層適切な維持管理を行っていく必要があります。

2. 将来の事業環境

(1) 処理区域内人口の予測

蕨市は、市内全域が下水道により汚水を処理する区域となっており、平成 25(2013)年 3 月の国立社会保障・人口問題研究所(以下「社人研」)の推計によると、蕨市の総人口は、平成 22(2010)年国勢調査人口の 71,502 人から、令和 22(2040)年には 56,993 人まで減少するものと推計されていました。その後、実際の総人口(住民基本台帳)は、平成 27(2015)年 4 月の 72,474 人から平成 31(2019)年 4 月には 75,254 人へと 3.8%増加しています。そのような状況のなか、平成 30(2018)年 3 月社人研の推計では、令和22(2040)年に 71,854 人と見通しが大きく改善されています。  
このことから、本計画期間内(令和2(2020)年～令和11(2029)年)における処理区域内人口は、微増する想定です。また、その後ゆるやかに減少するものの、20年後の令和22(2040)年においても平成22(2010)年並みの人口を維持できる見込みです。

(2) 有収水量の予測

年間有収水量は、社会情勢の変化や節水機器の普及などにより減少する可能性はあるものの、実績として平成26年度以降はほぼ横ばいで推移しており、計画期間内で人口は微増することと未整備区域の新規整備に伴い、有収水量も微増する見込みです。

### (3) 使用料収入の見通し

下水道使用料については、本計画期間内は人口の急激な変化が想定されないことと未整備区域の新規整備に伴い、微増の見通しとしました。ただし、社会情勢の変化や節水機器の普及による使用料収入の減少も予想されますので、現況の下水道使用料収入を確保できるよう収納率や接続率の向上に向けた取り組みを行っていきます。

### (4) 施設の見通し

合流式の北町・中央・南町・塚越地区の下水道施設については、すでに整備済みであります。令和元年度末には布設後40年を経過する管渠の割合が全体の約半分に達しており、標準耐用年数の50年に近いことから、今後管路の破損等により下水道流下機能が損なわれたり、道路の陥没が増加する恐れがあります。そのため、今後は蕨市下水道管路長寿命化基本計画に基づき、既設管路の改築修繕を行い、長寿命化及び耐震化とそれらにかかる費用の平準化を図っていきます。また、2箇所のポンプ場施設(南町ポンプ場(昭和52年供用開始)、塚越ポンプ場(昭和56年供用開始))についても、今後老朽化対策が必要となることから、ポンプ場のストックマネジメント計画の策定を行います。

分流式の錦町地区については、土地区画整理事業の進捗に合わせて汚水管渠の新設を行うとともに、雨水対策として雨水管渠を整備します。

### (5) 組織の見通し

蕨市の公共下水道事業は、引き続き都市整備部下水道課において運営を行います。また、安定的な経営の維持を図るため、令和2年度からの地方公営企業法一部適用による業務量増加も踏まえ、市の人事担当部門と協議し、適正な人員配置と業務執行体制構築に努めます。

## 3. 経営の基本方針

本市の下水道事業は、さいたま市、川口市、上尾市、戸田市及び蕨市による荒川左岸南部流域下水道関連の公共下水道として、昭和44年から事業を展開しており、令和元年度末の対人口普及率は96.1%となっています。下水道計画では、北町、中央、南町、塚越地区を合流式下水道、錦町地区を分流式下水道としています。このように蕨市の下水道は高い普及率を達成していますが、今後も錦町土地区画整理事業の進捗に合わせた施設の計画的な整備による下水道未整備地区の解消や、既設の下水道施設の適切な維持管理及び長寿命化・耐震化を踏まえた計画的な改築修繕などが必要とされています。今後も、快適な生活環境を維持し、安定したサービスを提供するため、以下の点を基本方針として取り組んでいきます。

#### ○施設の計画的整備

合流式の北町・中央・南町・塚越地区については、引き続き南町と塚越にある2箇所のポンプ場及び既設下水道管路の適切な維持管理を行うとともに、蕨市下水道管路長寿命化基本計画に基づいた計画的な改修を行い、長寿命化及び耐震化を推進します。

分流式の錦町地区については、錦町土地区画整理事業区域における分流式下水道の整備を進めます。

#### ○雨水対策の推進

浸水被害を軽減するために、市民や事業者による雨水流出抑制対策を促進するとともに、市民に対し内水ハザードマップの周知を図り、自助・共助を促進します。また、錦町の富士見公園地下に計画している雨水調整池の築造時期などについて検討を進めます。

#### ○経営の安定化

令和2年度から適用した地方公営企業法による貸借対照表や損益計算書等を通じて、的確に経営状況を把握・分析し、経営改善に努めます。

#### 4. 投資・財政計画(収支計画)

##### (1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

※赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

##### (2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

###### ① 収支計画のうち投資についての説明

目	標
	①下水道未普及地区がある錦町土地区画整理事業区域における分流式下水道(汚水・雨水)の整備。 ②既設下水道管路の「蕨市下水道管路長寿命化基本計画」に基づいた計画的な改修。

①蕨市の下水道は、昭和40年代から急速に整備拡大したことで、令和元年度末の普及率は96.1%と県内でも高い水準にあります。市内の未普及地区は、錦町土地区画整理事業地内のみですが、本計画期間中は同事業が継続されていることから、今後10年間の主な投資の内容は同事業に伴う下水道整備区域の拡大になります。汚水の普及率は、区画整理事業と整合を図りながら年間0.1%程度向上させ、令和11年度に97.2%とすることを目標としています。また、雨水についても区画整理事業に合わせて引き続き、幹線を主体に管渠の整備を進めるとともに、富士見公園地下に計画している雨水調整池の築造時期などについて検討を進めます。

②蕨市の下水道は古くから整備してきたため、令和元年度末には布設後40年を経過する管渠の割合が全体の約半分に達しており、標準耐用年数の50年に近いことから、今後管路の破損等により下水道流下機能が損なわれたり、道路の陥没が増加する恐れがあります。そのため、こういった老朽化した既設管路施設の改築及び修繕を蕨市下水道管路長寿命化基本計画に基づき計画的に行い、事故の未然防止及び工事費用の平準化を図ります。また、市内に2箇所あるポンプ場施設についても、期間内にポンプ場ストックマネジメント計画を策定し、改築修繕の優先順位を把握したうえで各機器の改修を計画的に行っていきます。

###### ② 収支計画のうち財源についての説明

目	標
	①投資に対する財源の確保 ②維持管理に対する財源の確保

①投資に対する財源は、主に国庫補助金、企業債の発行、受益者負担金によって確保します。

国庫補助金については、当面は「社会資本整備総合交付金」を活用しますが、今後、蕨市の実情に合った新たな交付金、補助金が制定された際には積極的に適用の可能性を検討します。企業債については、下水道管渠の耐用年数が50年であることを踏まえ、なるべく長期間の借入をすることで世代間の公平性や財政運営の健全性を確保するための合理的な財源と考えています。計画期間内の前半は、元金償還額の範囲内で新規の借入を行っていることから残高は減少し、後半の工事費の増加に伴い期間内で最終的には微増となりますが、計画的に起債し、将来世代への負担が過大にならないように管理していきます。さらに汚水処理に関する投資に対しては受益者負担金の充当を予定しており、財源として期待できる金額については供用面積により増減がありますが、継続的な収入として見込んでいます。

②維持管理に対する財源の中心となる下水道使用料を確保するために、下記事項を実施します。

###### 1. 収納率の向上

現在、下水道使用料が滞納され不納欠損となる割合は0.15%程度であり、最終的な収納率は99.9%と高い値となっていますが、今後この値を維持することに加え、更に収納率が向上するよう徴収事務を委託している水道事業と連携を図り債権管理に取り組みます。

###### 2. 下水道普及箇所接続率向上

現在、接続率は約99%と非常に高い水準にありますが、今後の未普及箇所の新規整備に伴い低下しないよう未接続者の現状を把握した上で、普及啓発、戸別訪問等を継続し接続率の維持および向上に努めます。

###### 3. 未普及地区の新規整備

下水道未普及地区の新規整備により、下水道使用料の増加が見込めますので、上記投資についての説明で記述した通り、錦町土地区画整理事業地内での新規整備拡充を図ります。

また、上記投資及び維持管理に対してなお不足する財源は、一般会計からの負担金及び補助金を予定しており、総務省が定める経費の負担区分に基づき可能な範囲で減額していくなど財源の適正化を図ります。

###### ③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

###### ・職員給与費、委託費などに関する事項

計画期間内の職員給与費やポンプ場の維持管理委託費、光熱水費などの経常的経費は、令和2年度予算ベースで算定しました。

###### ・修繕費に関する事項

蕨市下水道管路長寿命化基本計画に基づく修繕費用と今後のポンプ場の修繕費用を見込みました。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

\* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

\* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	【広域化】荒川左岸南部流域下水道に接続していますので、埼玉県や他の流域関連市と連携し、荒川左岸南部流域下水道全体として効率的な事業運営が図られるよう検討を進めていきます。 【共同化】下水道使用料の徴収事務を委託している蕨市水道事業と連携し、業務の効率化について検討を進めていきます。
投資の平準化に関する事項	管路の長寿命化計画(ストックマネジメント計画)は策定済みですが、今後、市内に2箇所あるポンプ場についてもストックマネジメント計画を策定することにより、さらに投資の平準化を図っていきます。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	投資について民間活力の活用が見込める施設はポンプ場と管路施設となりますが、PPPやPFIなどの手法が活用できるのか今後検討していきます。
その他の取組	該当事項はありません。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	蕨市の人口は、将来的にも急激に減少しない見込みですが、今後の管渠新設工事および老朽化対策工事の計画変更や社会情勢の変化などにより、収支計画と実績が乖離するような状況が想定されれば、必要に応じて市民生活への影響に十分配慮しながら適宜、見直しの検討を行います。
資産活用による収入増加の取組について	該当事項はありません。
その他の取組	該当事項はありません。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	現時点で下水道使用料の徴収事務およびポンプ場の維持管理を民間に委託していますが、さらに包括的民間委託などの活用についても今後検討していきます。
職員給与費に関する事項	人事院勧告や県人事委員会勧告に基づき給与改定を実施するとともに、持続可能な事業を実施するため、人事担当部門と協議を行い適正な人員配置ができるよう努めます。
動力費に関する事項	今後策定するポンプ場のストックマネジメント計画に基づく省エネ機器の導入などによる電気料金の削減について検討を行います。
薬品費に関する事項	該当事項はありません。
修繕費に関する事項	管路については長寿命化計画に基づき、ポンプ場については今後策定するポンプ場ストックマネジメント計画に基づき修繕を行います。
委託費に関する事項	引き続き、蕨市水道事業に下水道使用料の徴収事務を委託しますが、改めて無駄がないか検討を行います。また、新たに業務を委託する場合は、近隣市や類似自治体などの取り組み事例を参考にして、一層の経費削減手法について研究します。
その他の取組	事業概要や決算状況について、市ホームページや広報などで情報公開を行い、経営の透明性を確保します。

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	本計画は、将来にわたって安定的に事業を継続していくため、PDCAサイクルの考え方に基づき、投資・財政計画の達成状況について「経営比較分析表」等を活用しながら毎年度進捗管理(モニタリング)を行うとともに、概ね5年で総合的な見直し(ローリング)を行います。その際、計画と実績の乖離についての原因分析及び、社会情勢を考慮した将来予測方法や下水道使用料見直しの必要性等の検証を踏まえて経費回収率向上に向けたロードマップを策定するなど、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に努めます。
---------------------	--

# 経営比較分析表（令和元年度決算）

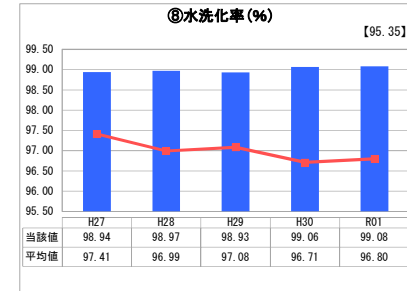
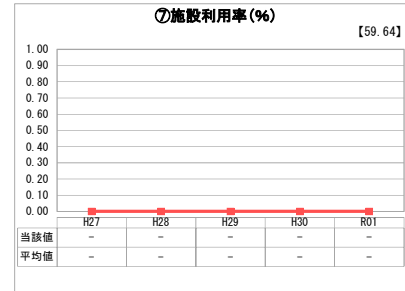
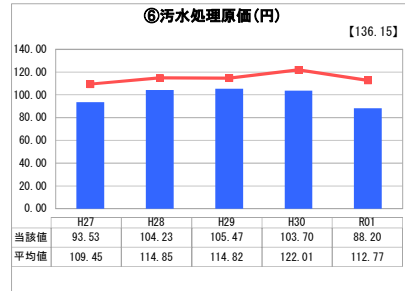
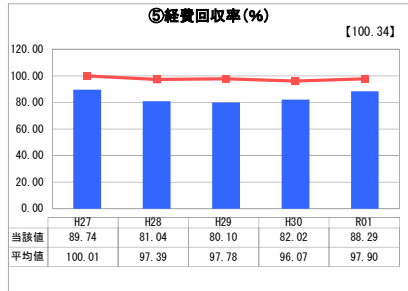
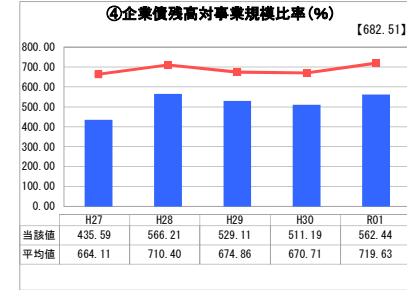
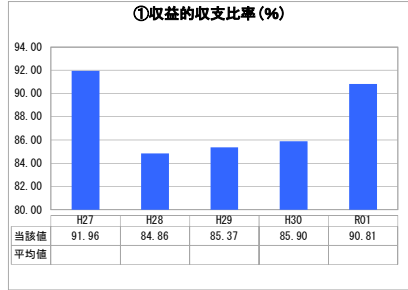
埼玉県 蕨市

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法非適用	下水道事業	公共下水道	Ba	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m <sup>3</sup> 当たり家産料金(円)
-	該当数値なし	96.10	79.81	1,309

人口(人)	面積(km <sup>2</sup> )	人口密度(人/km <sup>2</sup> )
75,679	5.11	14,809.98
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km <sup>2</sup> )	処理区域内人口密度(人/km <sup>2</sup> )
72,703	4.78	15,209.83

グラフ凡例
■ 当該団体値（当該値）
— 類似団体平均値（平均値）
□ 令和元年度全国平均

## 1. 経営の健全性・効率性



## 分析欄

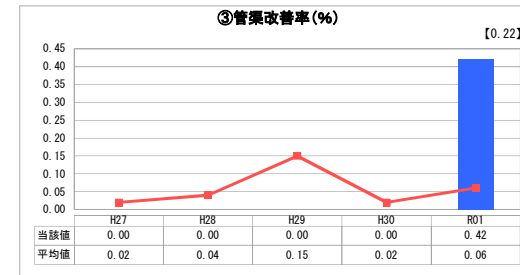
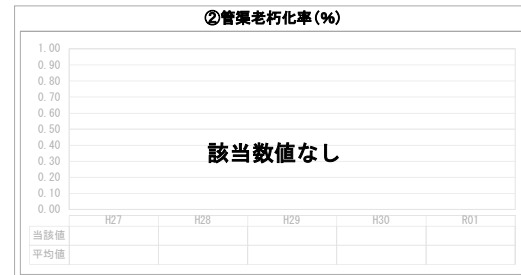
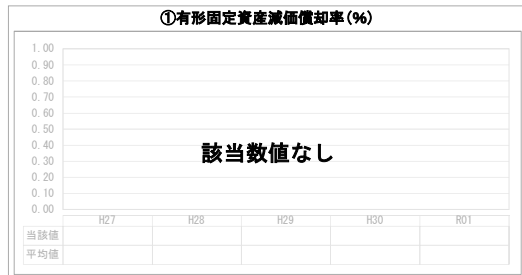
### 1. 経営の健全性・効率性について

①収益の収支比率は、一般会計からの繰入基準の見直しにより平成28年度に数値が下降したものの、その後の数値は上昇傾向にあり、安定的な経営状況である。令和元年度は企業会計移行に伴い打切決算を行ったため、例年より高い数値となっている。同じ理由で平成28年度と令和元年度に一時的に数値が上昇した④企業債残高対事業規模比率も全国平均値より低く、数値も減少傾向にあり、経営は健全傾向にある。ただし、⑤経費回収率が100%を下回っており、汚水処理に係る費用が下水道使用料以外の収入により賄われている状態である。新規に下水道を敷設する地域は使用料の増加も見込めるが、その反面、工事費もかかるため経費の削減に努めるとともに適正な使用料を検討していく必要がある。また、⑥汚水処理原価は全国平均値より低くなく、適切な汚水処理が実施されていると考えられるが、今後、施設の老朽化への対応が控えているため、より一層効率的な維持管理を行い、経費を削減していく必要がある。施設利用率については蕨市では県の処理場に送水しているため、値は未記入となる。⑧水洗化率は99%と高い値を示しているが、浄化槽等を使用している家屋もあるため、下水道へ接続するよう指導を行う。

### 2. 老朽化の状況について

今後、法定耐用年数を超える管渠が急激に増加していくため、計画的な更新等を進めていく必要がある。そのため、施設の延命化とライフサイクルコストの最小化を図るべく、令和元年度よりストックマネジメント計画に基づいた管渠の計画的な改築修繕に着手した。

## 2. 老朽化の状況



## 全体総括

今後、通常の汚水雨水管新設工事に加え、既設管渠の改築等が本格的に始まるため、将来的に維持管理費が増加し全体的に支出が増える傾向にある。下水道使用料の収納率を上げることによる収益の増加や、不明水対策による有収水率の向上、計画的かつ効率的な維持管理によるコストの削減などを進め、経営を健全化していかねばならない。そのため今後は、適正なストックマネジメントを進めていくとともに、令和2年度より移行した公営企業会計の損益情報・資産情報からの的確な経営状況を把握・分析し、経営改善に努めることとしたい。

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益の収支比率の類似団体平均等を表示していません。



(法非適用企業)

## 収支計画(※)

(単位:千円, %)

区 分	年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算 見込)	本年度															
収 支 再 差 引	(E)+(I) (J)	1,934	64,622																
積 立 金	(K)																		
前年度からの繰越金	(L)	8,829	10,763																
前年度繰上充用金	(M)																		
形 式 収 支	(J)-(K)+(L)-(M) (N)	10,763	75,385																
翌年度へ繰り越すべき財源	(O)																		
実 質 収 支	黒 字 (P)	10,763	75,385																
(N)-(O)	赤 字 (Q)																		
赤 字 比 率	$(\frac{Q}{(B)-(C)} \times 100)$																		
収 益 的 収 支 比 率	$(\frac{A}{(D)+(H)} \times 100)$																		
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資 金 の 不 足 額	(R)																		
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益	(B)-(C) (S)	975,442	889,991																
地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率	$((R)/(S) \times 100)$																		
健全化法施行令第16条により算定した 資 金 の 不 足 額	(T)																		
健全化法施行規則第6条に規定する 解 消 可 能 資 金 不 足 額	(U)																		
健全化法施行令第17条により算定した 事 業 の 規 模	(V)	975,442	889,991																
健全化法第22条により算定した 資 金 不 足 比 率	$((T)/(V) \times 100)$																		
他 会 計 借 入 金 残 高	(W)																		
地 方 債 残 高	(X)	5,726,340	5,642,158																

### ○他会計繰入金

(単位:千円)

区 分	年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算 見込)	本年度															
収 益 的 収 支 分		395,169	392,777																
うち基準内繰入金		395,169	392,777																
うち基準外繰入金																			
資 本 的 収 支 分		206,203	197,895																
うち基準内繰入金		30,343	30,585																
うち基準外繰入金		175,860	167,310																
合 計		601,372	590,672																

(※)令和2年度地方債同意等基準運用要綱第一の一の4に該当する事業が作成する「収支計画」について、「公営企業の経営に当たっての留意事項について」(平成26年8月29日付け総財公第107号・総財営第73号・総財準第83号)に定める「経営戦略」を未策定の団体にあつては、本様式により提出すること。





## 収支計画(※)

(単位:千円)

年 度		前々年度	前年度	本年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
区 分		(決算)	(決算)										
資本的収入	1. 企業債			367,700	350,800	383,600	443,600	387,300	284,300	351,500	344,700	533,200	444,900
	うち資本費平準化債												
	2. 他会計出資金												
	3. 他会計補助金			30	63	90	90	90	90	90	90	90	90
	4. 他会計負担金			26,748	24,840	25,000	25,000	25,000	25,000	25,000	25,000	25,000	25,000
	5. 他会計借入金												
	6. 国(都道府県)補助金			88,520	46,000	84,538	105,895	92,759	57,562	91,442	55,229	127,353	68,401
	7. 固定資産売却代金												
	8. 工事負担金			403	330	400	400	400	400	400	400	400	400
	9. その他			1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	計 (A)			483,402	422,034	493,629	574,986	505,550	367,353	468,433	425,420	686,044	538,792
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)												
	純計 (A)-(B) (C)			483,402	422,034	493,629	574,986	505,550	367,353	468,433	425,420	686,044	538,792
	資本的支出	1. 建設改良費			498,810	473,774	543,303	630,929	545,829	394,895	483,855	472,335	741,035
うち職員給与費				25,066	25,660	26,000	26,000	26,000	26,000	26,000	26,000	26,000	26,000
2. 企業債償還金				398,140	386,085	383,095	375,400	373,033	368,310	358,589	342,225	330,010	307,949
3. 他会計長期借入返還金													
4. 他会計への支出金													
5. その他				1,250	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250
計 (D)			898,200	861,109	927,648	1,007,579	920,112	764,455	843,694	815,810	1,072,295	902,914	
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (E)			414,798	439,075	434,019	432,593	414,562	397,102	375,261	390,390	386,251	364,122	
補填財源	1. 損益勘定留保資金			382,249	404,814	396,994	389,544	378,510	371,117	344,268	357,153	335,143	321,048
	2. 利益剰余金処分額												
	3. 繰越工事資金												
	4. その他			32,549	34,261	37,025	43,049	36,052	25,985	30,993	33,237	51,108	43,074
計 (F)			414,798	439,075	434,019	432,593	414,562	397,102	375,261	390,390	386,251	364,122	
補填財源不足額 (E)-(F)													
他会計借入金残高 (G)													
企業債残高 (H)			5,591,229	5,575,944	5,576,450	5,649,650	5,658,917	5,574,908	5,567,819	5,570,294	5,773,485	5,910,436	

## ○他会計繰入金

(単位:千円)

年 度		前々年度	前年度	本年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
区 分		(決算)	(決算)										
収益的収支分				549,298	542,097	539,910	534,910	529,910	524,910	519,910	514,910	509,910	504,910
	うち基準内繰入金			423,848	433,560	435,000	435,000	435,000	435,000	435,000	435,000	435,000	435,000
	うち基準外繰入金			125,450	108,537	104,910	99,910	94,910	89,910	84,910	79,910	74,910	69,910
資本的収支分				26,778	24,903	25,090	25,090	25,090	25,090	25,090	25,090	25,090	25,090
	うち基準内繰入金			26,748	24,840	25,000	25,000	25,000	25,000	25,000	25,000	25,000	25,000
	うち基準外繰入金			30	63	90	90	90	90	90	90	90	90
合 計			576,076	567,000	565,000	560,000	555,000	550,000	545,000	540,000	535,000	530,000	

(※)令和2年度地方債同意等基準運用要綱第一の一の4に該当する事業が作成する「収支計画」について、「公営企業の経営に当たっての留意事項について」(平成26年8月29日付け総財公第107号・総財営第73号・総財準第83号)に定める「経営戦略」を未策定の団体にあっては、本様式により提出すること。